鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第7条第6項第1号に基づき、特に保護を図る必要がある鳥獣を「希少鳥獣」として指定しており、具体的な種については鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第4条で定めています。希少鳥獣に係る捕獲又は殺傷(以下「捕獲等」という。)は、環境大臣の許可対象となり、また、都道府県による希少鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の作成又は保全事業の実施は、環境大臣への協議が必要となります。

希少鳥獣の指定に当たっての考え方については、法第3条第1項に基づき定められる「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成23年9月5日付け環自野発第59号)において、環境省が作成した絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(以下「レッドリスト」という。)で絶滅危惧IA・IB又はⅡ類に該当する鳥獣を対象とすることを基本としており、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すこととしています。

今般、平成24年8月28日付けで見直されたレッドリストを踏まえて、希少鳥獣の指定(16種)及び解除(14種)並びにそれに伴う狩猟鳥獣の見直し(1種)を行うとともに、最新の知見に基づき希少鳥獣と狩猟鳥獣の種名等の変更を行うため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正を行います。

1. 希少鳥獣の指定

科名	種名(括弧内学名)
キジ科	ウズラ (Coturnix japonica)
カモ科	カリガネ (Anser erythropus)
	ハクガン (Anser caerulescens caerulescens)
ミズナギドリ科	セグロミズナギドリ (Puffinus lherminieri bannermani)
	オガサワラヒメミズナギドリ (Puffinus bryani)
チドリ科	※ハシボソシロチドリ (Charadrius alexandrinus alexandrinus)
	※シロチドリ(Charadrius alexandrinus dealbatus)
シギ科	ツルシギ (Tringa erythropus)
	タカブシギ (Tringa glareola)
	※コシジロオオソリハシシギ (Limosa lapponica menzbieri)
	※オオソリハシシギ(Limosa lapponica baueri)
タマシギ科	タマシギ (Rostratula benghalensis benghalensis)

カモメ科	エリグロアジサシ (Sterna sumatrana)
フクロウ科	ダイトウコノハズク (Otus elegans interpositus)
ヒナコウモリ科	クロアカコウモリ (Myotis formosus)
	ヤマコウモリ (Nyctalus aviator)

※レッドリストに掲載された種のうち、シロチドリとオオソリハシシギについては、最新の知見に基づき亜種として指定します。

2. 希少鳥獣の指定解除

科名	種名(括弧内学名)
ウミツバメ科	オーストンウミツバメ (Oceanodroma tristrami)
	クロウミツバメ (Oceanodroma matsudairae)
カツオドリ科	アオツラカツオドリ (Sula dactylatra personata)
タカ科	ダイトウノスリ (Buteo buteo oshiroi)
クイナ科	ヒクイナ (Porzana fusca erythrothorax)
ヨタカ科	ヨタカ (Caprimulgus indicus jotaka)
トガリネズミ科	コジネズミ (Crocidura shantungensis)
キクガシラコウ	ミヤココキクガシラコウモリ (Rhinolophus pumilus miyakonis)
モリ科	イリオモテコキクガシラコウモリ
	(Rhinolophus perditus imaizumii)
	カグラコウモリ (Hipposideros turpis)
ヒナコウモリ科	シナノホオヒゲコウモリ (Myotis ikonnikovi hosonoi)
	エゾホオヒゲコウモリ (Myotis ikonnikovi yesoensis)
	テングコウモリ (Murina hilgendorfi)
イタチ科	カワウソ (Lutra lutra)

3. 狩猟鳥獣の見直し

(1) ウズラの狩猟鳥獣の指定解除

狩猟鳥獣の対象種については、その生息状況等を総合的に勘案して、見直しを行うものとしています。今般のレッドリストの見直しにより、ウズラ ($Coturnix\ japonica$) が絶滅危惧 II 類に判定されたため、狩猟鳥獣の指定を解除します。

(2) ウズラの捕獲等の禁止の解除

ウズラ (Coturnix japonica) については、平成24年9月15日から5年間、全国的に狩猟による捕獲等を禁止していますが、狩猟鳥獣の指定の解除に伴い、当該措置を解除します。

4. その他

最新の学問的知見に基づいて、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の種名等の変更を行います。